

関西福祉科学大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

関西福祉科学大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、関西福祉科学大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、建学の精神「感恩」に基づく大学の使命・目的を、21世紀の福祉社会の構築に情熱をもって寄与する人材の育成と定め、その個性・特色を明確に示している。教育基本法及び学校教育法などの各種法令にのっとり、学園全体の中長期計画に基づく全学的な教育改革の中で策定された教育目的は、役員及び教職員の理解と支持を得ており、大学の三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映されている。地域的課題などの分析を踏まえた大学の将来構想に沿った各種改革案の検討と実践に取り組み、各学部・学科の教育研究組織の改編や充実を図りながら、社会の変化にも対応している。また、その内容は大学のホームページや広報誌及び各種メディアによって公表し、学内外への周知に努めている。

「基準2. 学修と教授」について

学部・学科のアドミッションポリシーは、大学案内や入試要項、ホームページなどで簡潔に示されている。現在、一部の学科の定員が充足されていないが、入学定員の変更や教学組織の再編などにより、学生募集体制の改善を図っている。教育課程は、大学の使命・目的に基づく教育目標に向かって体系的に編成されており、ICT（情報通信技術）活用のクラウド型教育支援システムの導入やTA(Teaching Assistant)、SA(Student Assistant)の配置のほか、学生支援センターや教務部による教職協働の学修支援・就職支援の体制を整備している。単位認定や進級、卒業などの基準は適切に設けられており、学生便覧などで周知されている。また、教員は、FD(Faculty Development)活動において、アクティブ・ラーニングなどの教授法の工夫や授業改善に努めており、教員配置は大学設置基準に定める必要教員数を確保している。ICT環境や図書館などの教育環境も整備されており、各教育施設・設備の安全性、バリアフリーなども配慮されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

大学の経営・管理については、学校教育法、私立学校法、大学設置基準などの関係法令に準拠した諸規則と運営組織を整備し、法人全体の中長期計画に基づき大学の使命・目的なども毎年度点検と見直しを行い改善に努めている。教育情報及び財務情報はホームページなどで適切に公表されており、人権や安全にも配慮している。理事会のもとに、法人と大学のコミュニケーションやガバナンス機能の強化のため、理事長、学長などの学内理事で構成される「運営理事会」を設置し、大学の意思決定の円滑化と目標達成の迅速化を図っている。そのほか、「大学評議会」「執行部会」「経営教学協議会」「将来計画委員会」

などの各種会議が機能的に運営されており、学長のリーダーシップの発揮と業務執行体制を確保している。財務については、学生生徒等納付金収入の安定などによる財務基盤の改善を目指しており、業務監査及び会計監査は適正に実施されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価については、「大学自己点検・評価規程」に基づく 3 年に 1 度の全学的な自己点検・評価及び毎年実施している「年次報告書」の作成を活用している。学部・学科における教育改革の進捗状況や事務部門の改善課題などについては、学内 LAN によって全学的な共有化を図っており、日常の PDCA サイクルによる教職員個別の自己点検にも連動させている。また、全学的な自己点検・評価の内容は、ホームページで公開し、年間を通じた自己点検・評価の結果は、印刷物として教職員に配付している。

総じて、大学の教育は、その使命・目的に基づいた各学科の教育目標に向かって適切に運営されており、学修と教授に関しては、福祉社会への貢献を目指す大学としての個性を十分に発揮すべく独自の教育実践を行っている。経営・管理と財務については、法令遵守に努めながら全学的な教育改革体制の構築と経営の安定化を目指しており、自己点検・評価に関しても、大学改革の推進力として位置付け堅実に努力している。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学は、大学の使命・目的として、「建学の精神『感恩』を体し、人の幸せを願う豊かな人間性と福祉科学の確かな知識・技術を持ち、21 世紀の福祉社会構築に情熱をもって寄与し得る人を育成する。その達成に向け良質の教育実践と、活発な知的創造・研究活動を行う。」と明確に定めている。また、学部・学科及び大学院の教育目的・目標をそれぞれ学則及び大学院学則に具体的に定め、学生便覧、大学案内等にわかりやすく簡潔な文章で明示している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神「感恩」とその実践を支える臨床福祉の精神や人の幸せを願う豊かな人間性と福祉科学の実践を基軸として、その個性と特色を明示している。教育目的は、教育基本法及び学校教育法等の各種法令にのっとり適切に定められている。また、日本の高等教育の動向や地域的な課題など学内外の状況分析に努め、学部・学科、研究科等の教育目的・目標の定期的な点検と改定を行いながら社会の変化にも対応している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的は、法人の教育改革体制整備の中で策定された「学校法人玉手山学園経営理念とビジョン」及び「第2期(2013～2017)学園中長期計画」に反映している。その点検作業や改定は、学科・専攻からの意見を踏まえ、役員を含む主要教職員が出席する各種会議で協議・審議するなど、全学的な取組みとして実施しており、役員及び教職員の理解と支持を得ている。また、その内容は、管理・運営、教学、事務等の各部門における教育活動の中で、大学の三つの方針や教育研究組織の充実・改編に反映されており、大学のホームページ、大学案内等の広報誌及び各種メディアの利用によって公表し、学内外への周知に努めている。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

各学部・学科、研究科・専攻ごとにアドミッションポリシーを定め、入学者受入れの方針の明確化と周知に努めている。

学生受入れ方法については、各入試で導入されている面接試験を通して学科ごとのアドミッションポリシーに沿った受験生の選考が行われている。

各学科の入学定員を変更した平成 25(2013)年度以降は、概ね入学定員に沿って学生を受入れており、大学全体の入学定員は充足されている。

平成 28(2016)年度に予定されている教学組織の再編制による各学科の入学定員区分の見直しや新設予定の心理科学部・教育学部における新しい入試奨学金制度の設置など、優秀な入学者の確保及び各学科の定員充足に向けた方策がとられている。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的をもとに、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーが策定されており、学部・学科ごとに明確化されたカリキュラムポリシーに基づく教育課程が編成されている。

また、学生が順序立てて履修できるよう科目ナンバリングの設定を行い、4年間でバランスよく単位修得を行えるよう「履修モデル」を作成し公開するなど、教育課程の体系的編成及び各学科の特徴に基づく教授方法の工夫や開発が行われている。

年間履修登録単位数の上限が高く設定されている学科があるものの、平成 28(2016)年度には教学組織再編制に伴うカリキュラムの見直しに併せて、既存学科の年間履修登録単位数の上限値についての見直しも予定されている。

【優れた点】

○附属の「心理・教育相談センター」において、社会福祉学研究科心理臨床学専攻の大学院生に、陪席、業務補助、参与観察などを体験させる「学内基礎実習」の機会を設けて

いることは評価できる。

【参考意見】

○保健医療学部の一部の専攻を除き年間履修登録単位数の上限が高く設定されているので、単位制度の実質を保つために適切な上限単位数を設定することが望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

平成 26(2014)年度から実験・実習科目と情報科目の授業において、教員の補佐役に大学院生を TA、学部生を SA として配置している。また、キャリア教育科目では教員だけでなく、学生の就職支援を担当する学生支援センターの職員や教務部職員も協働して学生の学修支援を行っている。

平成 25(2013)年度から ICT 活用教育推進のために導入したクラウド型教育支援システムは、スマートフォン使用による出席確認、アンケート集計や小テストのリアルタイム管理、国家試験対策ツールなど多岐にわたり活用されるなど、学生の学修支援に寄与している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

授業科目ごとの評価基準はシラバスに記載されており、実習等の試験がない科目も含めて成績評価基準に基づき厳正に単位認定が行われている。

学生に対しては学生便覧に成績評価基準を記載し、進級及び卒業・修了認定に関する要件とともに明示している。

より適正かつ厳正な成績評価を行うべく、既に導入されている GPA(Grade Point Average)制度を実習科目等へ適用するための工夫やルーブリックの全学的導入に向けての検討を進めている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

全学を挙げて学生の社会的・職業的自立を目指した進路選択の支援を行いつつ、学科ごとにそれぞれの専門性と関連の強い国家資格や教員採用試験の合格に向けた指導を行い、各職域への高い就職実績を上げている。

現在、インターンシップ制度は全学的には導入されていないが、就職活動サポートプログラムとしてさまざまなものが無料で提供されている。また、学生支援センターの職員及び熟達した就職カウンセラーに加え、各学科のゼミ担当教員も各種就職相談に対応するなど、就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

各学科の教育目的・目標の達成状況の点検・評価として、資格・免許取得を位置付けており、各国家試験対策委員会による対策講座及び模擬試験の点検・評価により、合格率の向上を図っている。学生の学修状況の実態を、「学生調査」と「学修習慣実態調査」によって把握し、改善に努力している。

教育内容・方法及び学修指導の改善については、毎年、学生による「授業アンケート」を実施し、集計結果は担当教員にフィードバックされ、専任教員にはこの集計結果に基づく「自己点検表」の提出が課されている。また、授業アンケートの結果が良好な教員には「関西福祉科学大学教育活動顕彰制度規程」に基づき表彰を行っている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生支援センターでは「学生支援委員会」を設置し、厚生補導、課外活動、学生寮（女子寮）の管理運営など学生生活全般の支援を行っている。

経済的支援については、学生支援センターに奨学金担当職員を配置し、学内外の各種奨学金の個別相談、情報収集と提供、申請手続きなどについて随時対応している。課外活動支援として、「学友会」「クラブ・サークル委員会」「大学祭実行委員会」などの学生組織の日常活動に対する支援・指導、予算管理及び活動費補助を行っている。健康管理に関しては、保健室と学生相談室を設置しており、学生支援センターと定期的に情報を共有している。

「学友会」をはじめとする学生組織と、学生の要望・提案についての意見交換をしている。また「学生満足度調査」を実施し、分析結果や大学の対応を学内に公表している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

大学及び大学院は、設置基準に規定される必要教員数を充足しており、大学及び各学部・学科の教育目的を達成するために必要な教員数を確保・配置している。

教員の採用は、公募を原則としており、「大学教員任用・昇任規程」に照らして行われる。教員の評価は、教育、研究、大学運営、地域・社会貢献の4分野による総合的な評価制度を採用し、4分野の配点は教員の自己設定とされている。「評価委員会」及び理事長により確定した評価と総合所見は全教員にフィードバックされる。

「FD委員会」を置き、FD活動は全学、学科、個人のレベルで制度的に取組みされており、成果は全学で共有されている。

教養教育は「教育開発支援センター」が所管し、「基礎ゼミナール」や「キャリアデザイン」等の授業内容を検討している。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎、設備、実習施設、図書館等については、設置基準を満たしており、大学及び大学院の教育研究活動に支障がないよう教育環境を整備し、教育目的達成のために、本

部施設部と大学事務局総務部が日常的にその適切な維持管理に努めている。

図書館は、併設する短期大学図書館を共用する体制を整えており、選書体制、開館時間にも配慮されている。学外との連携、電子資料の利用環境も整っている。情報処理実習施設として、授業用の教室の他に実習室、学習スペース、ラーニング・コモンズ、アクティブ・ラーニング教室を設置し、無線 LAN 環境を整備している。校舎のバリアフリー化、耐震診断についても適切に対応がとられている。授業を行う学生数（クラスサイズ）に関しては更なる工夫の余地があるが、「学生満足度調査」の結果に基づき、施設・設備・運営サービスに関する学生の意見を、教育・学修環境の整備に反映させている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

学校法人の目的は学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする法令等に基づき整備されており、適切に運営されている。建学の精神、使命・目的の実現については、経営理念とビジョンを基に中長期計画を策定し、毎年度設置校ごとに見直し・再確認を行うことで継続的な推進が図られている。また、行動計画は全教職員に認識され運営機能が充実しており、経営理念とビジョンについても大学全体に周知徹底されている。環境整備、施設管理、建物管理については省資源対策にも取組み、環境保全に努めている。

人権への配慮は人権擁護、個人情報保護、ハラスメント防止等、各種規則が制定されており、安全衛生、危機管理についても規則が整備され運用されている。

教育情報・財務情報は、各種刊行物やホームページ上で公表しており、刊行物については関係機関にも配付して、認識と理解の促進に努めている。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

寄附行為及び「学校法人玉手山学園寄附行為施行細則」にのっとり、学校法人の最高意思決定機関として理事会が運営されている。理事会には寄附行為に基づき選任された理事及び監事も出席し、使命・目的の具現に対して適切に機能している。理事会は 2 か月に 1 回開催し、理事の出席率は年間で 9 割を超えており、欠席する場合の委任状においても審議内容への意思表示が明確にされている。

また、理事会のもとに日常の業務執行に関わる事項の審議・決定を委任した「運営理事会」を組織して、理事会の運営機能の更なる充実に努めている。「運営理事会」で審議決定された事項については、議事録を理事・監事及び各部門の所属長に送付して情報の共有を図っており、理事会、「運営理事会」、評議員会、「所属長会」を中心とした、管理運営体制が整備され、適切に機能している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の教学面における重要事項の審議機関として、学則及び大学院学則にのっとり学部には教授会、研究科には研究科委員会が設置されている。全学的な重要事項については教授会及び研究科委員会での審議ののち、教学面の最高審議機関である「大学評議会」での審議・調整を経て学長が決定するよう意思決定組織が整備され機能している。

平成 26(2014)年度からは教学担当、学生支援担当、地域連携・実習担当の役割を担う 3 人の学長補佐を配置した「学長室」を設置し、学長のリーダーシップを支えるための体制を整備している。また、平成 27(2015)年 4 月に改正された学校教育法に基づき、学則や関連規則の見直しを行い、学長の権限及び教授会等の役割についても明確化している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

経営部門と教学部門の調整すべき案件や方針を協議する場として、理事長・学園長、常務理事・副学園長、法人本部長、学長、短期大学学長、事務局長で構成される「経営教学協議会」を設置し、意思決定を円滑に推進する体制を整備している。重要案件については「経営教学協議会」から理事会及び「運営理事会」へ報告され審議の上、決定されている。

理事長・学園長、常務理事・副学園長は、教学部門の「大学評議会」「将来計画委員会」等にも出席し、管理運営面での審議の状況や決定等を伝えるとともに、教職員とのコミュニケーションを通して、教職員からのボトムアップの提案にも配慮した運営に努めている。

監事による監査及び理事会への出席や評議員会の開催についても寄附行為をはじめとする諸規則にのっとり適切に行われている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

法人の業務執行体制は「学校法人玉手山学園運営細則」等に明確に規定されており、使命・目的達成のために、「事務分掌」に従って責任の明確化が図られている。また、権限の分散による円滑な業務運営が組織的に整備されている。職員の配置についても「経営教学協議会」を通して、教学部門と経営・管理部門が意見交換を行い、業務執行体制の充実を図っている。

職員の能力開発及び資質向上を図るため「SD委員会」を置き、職員としての知識やスキル修得のための外部主催の研修・セミナーへ積極的に参加させている。研修参加者には研修報告書の提出を義務付け、研修成果を学内へ還元するとともに、職員が自発的・能動的に継続性のある課題研究を実施し、資質・能力向上を図るための体制が整備されている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

「学校法人玉手山学園経営理念とビジョン」及び「第2期(2013～2017)学園中長期計画」に基づく中期の財務計画を策定し、計画に基づく適切な財務運営が法人全体として行われている。

財務基盤の確立に向け、収入面では学生生徒等納付金の安定的な確保に努めているほか、外部資金の積極的な獲得を図っており、支出面では人員配置の適正化による人件費の抑制に努めている。また、法人全体として借入金は無く、貸借対照表関係比率における自己資金構成比率が90%以上と良好な数値で推移するなど健全な財務基盤の確立と収支バランスの確保がなされている。

【優れた点】

○平成25(2013)年度に創設した「関西福祉科学大学・関西女子短期大学研究創生支援制度」により、教員の公的研究費への応募に対する積極的な支援を行い、外部資金の獲得の増加及び教育研究の活性化が図られていることは評価できる。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目3-7を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準及び「学校法人玉手山学園経理規程」等に基づき、適正な会計処理が行われ、日常での会計処理上の疑問や困難な事象については、日本私立学校振興・共済事業団、公認会計士、税理士等に随時相談し、指導・助言を受けている。

私立学校振興助成法に基づく公認会計士による会計監査、私立学校法に基づく監事による監査及び法人本部財務部による内部監査を厳正に実施している。

基準4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準4を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目4-1を満たしている。

【理由】

自己点検・評価については、「大学自己点検・評価規程」に基づく「大学自己点検・評価委員会」が中心となり、3年に一度の全学的な点検・評価を実施している。加えて、毎年度作成している「年次報告書」等を活用して、学科・研究科・部署・委員会等ごとに自己点検・評価を実施しており、大学として自主的・自律的な点検・評価が行われている。

自己点検・評価の実施体制は、法人・大学・大学事務局の全部署が関与した基準項目別のワーキンググループを編制し、効率的かつ機動的な点検・評価が行われている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の実施に当たっては、日本高等教育評価機構の評価基準を準用しており、同機構の示すエビデンスとなる「資料編」及び「データ編」を関係各部署で作成・収集し、それに基づき点検・評価を行っている。また、「年次報告書」を活用した自己点検・評価を毎年度実施することにより、定期的にデータを収集する仕組みを構築し、各学科・部署等の活動や課題について情報を共有している。

平成 23(2011)年度に実施した自己点検・評価結果は、「平成 23 年度自己点検・評価報告書」として、ホームページ上に全文を公表するとともに冊子を学内教職員に配付し、学内外での共有が図られている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

学校法人として「第 2 期(2013～2017)学園中長期計画」を策定し、その計画を年度ごとの「行動計画」に基づいて具体的に推進している。「行動計画」は年度途中と年度末にその進捗状況の評価し、その評価結果に基づき次年度の計画に反映される仕組みが確立されている。

教職員各自の目標設定、実行計画、自己評価、改善等の PDCA サイクルの日常的な実践は、「行動計画」の推進及び「自己点検シート」「年次報告書」の作成を基軸として確立し

ている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 地域貢献

- A-1-① 社会及び地域との連携・協力に関する方針を定めた支援体制の整備
- A-1-② 大学と地域社会との協力関係の構築
- A-1-③ 教職員及び学生がボランティア活動等を通じた地域貢献

A-2 大学間連携及び産学官連携

- A-2-① 企業及び他大学との連携に関する方針
- A-2-② 教育研究上における企業や他大学との適切な関係の構築

A-3 教育研究成果の還元

- A-3-① 公開講座、リフレッシュ教育など、教育研究の成果の還元
- A-3-② 教育研究成果の公表

【概評】

大学は、「学校法人玉手山学園経営理念とビジョン」において、「地域貢献 社会に必要なとされ愛される学園」を掲げ、地域貢献を重要な施策として位置付けている。「地域交流委員会」を設置し、周辺の行政や教育委員会と協力して、「社会福祉学部」「健康福祉学部」「保健医療学部」の特性を生かした多種・多数の地域に定着した活動を継続している。地域連携協力及び災害時避難場所等施設利用についても、協定を締結している。教員は専門性を生かした各種審議会委員等、各種の実践活動への参画、学生を伴ったボランティア活動等多様な地域貢献を実践している。学生個人やサークル、授業等での個々の活動は、学生支援センターが支援し、安全かつ積極的に従事できる環境を整備している。

産学連携の取組みとしては、「EAP (Employee Assistance Program : 従業員支援プログラム) 研究所」を組織し、外部の医療法人と連携して活動している。「大学コンソーシアム大阪」「南大阪地域大学コンソーシアム」に加盟して、単位互換等に参画している。また、「福祉系大学経営者協議会」においては、東日本大震災の復興支援に取り組んでいる。産学連携活動については、「利益相反マネジメント規程」に定め、一般企業等との共同研究、業務委託、研究を目的とする寄附金の受入れ等は、順調に推移している。

教育研究の成果の還元として公開講座を開学以来毎年開催し、加えて「関西福祉科学大学附属総合リハビリテーション診療所」主催の「健康フォーラム」や「EAP 研究所」主催の「心の健康と経営戦略」フォーラムの開催、「心理・教育相談センター」による心理臨床サービスの提供等を行っている。また、学科別に開かれる同窓会をリフレッシュ教育の機会と位置付け、卒業教育として、研修やセミナーを行っている。各教員の教育・研究の成果や実績、卒業生の社会活動等の教育成果は各種媒体を通じて適切に社会に公表している。